

大阪市スポーツ推進委員の職務について

大阪市スポーツ推進委員は、スポーツ基本法並びに大阪市スポーツ推進委員規則に基づいて、大阪市教育委員会より委嘱される非常勤の公務員であり、本市の体育・スポーツ振興の推進者として重要な役割を担う。

本市では従来より市民一人ひとりが日常的に、スポーツ・レクリエーション活動に親しむことができるように、その普及・振興を推進しているところである。

スポーツ推進委員が、特に活動の拠点を地域において、住民との連帯の中でスポーツ・レクリエーション事業の企画・立案を行い、委員相互の協力体制のもと活発に事業の発展をはかることにより、本市における生涯スポーツの振興がより一層充実するものと考えられる。

I 職 務

- ① 住民に対してスポーツについての理解と関心を高めるための普及活動を図る。
- ② 住民のスポーツ活動促進のための組織の育成・指導をはかる。
- ③ 市・区・地域のスポーツ振興事業の企画に参画し、その推進をはかる。
- ④ 各種スポーツ団体その他関係団体の事業について協力する。
- ⑤ 後継指導者の育成発掘をはかる。

II 具体的な主事業について

1 地域（町会・小中学校区等）におけるスポーツ・レクリエーション事業の企画・実施

- ① 学校体育施設開放事業運営委員会への参画、学校体育施設開放事業の活用
- ② 地域における体育祭、スポーツ、レクリエーション大会等の企画、実施
- ③ ラジオ体操・健康体操会等の企画、実施
- ④ 青少年スポーツ活動の普及、実施
- ⑤ 高齢者向けスポーツの普及、実施
- ⑥ 各種スポーツ教室の企画、実施
- ⑦ ニュースポーツ・レクリエーション活動の推進の普及・振興に関する諸事業の実施
- ⑧ 体力テストの実施など体力づくりの推進
- ⑨ 総合型地域スポーツクラブの普及啓発、活動・設立支援
- ⑩ その他、地域におけるスポーツ・レクリエーションの普及・振興に関する諸事業の実施

2 市・区におけるスポーツ・レクリエーション事業への参画並びに協力

1) 区におけるスポーツ・レクリエーション事業

- ① 区民体育・スポーツ大会、区民レクリエーション大会、各種スポーツ大会
- ② スポーツ・レクリエーションに関する研修事業
- ③ 地域の指導者としての研修事業
- ④ その他、区で行う体育・スポーツ関係の諸事業

2) 市におけるスポーツ・レクリエーション事業

- ① スポーツ推進委員大会・スポーツ推進委員研修会
- ② スポーツ・レクリエーションに関する研修事業
- ③ 地域におけるスポーツ指導者としての研修事業
- ④ オータム・チャレンジ・スポーツなど市で行うスポーツ・レクリエーション事業
- ⑤ その他、大阪市内で開催される大規模スポーツイベントにおける運営協力